特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和5年1月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- IN/ALIBIK								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務							
②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯5万円を支給するもの。 対象者の把握、申請書類の確認、審査において、令和4年度住民税の課税権が他市区町村にある方について、所得情報を照会するため個人番号を取り扱う。							
③システムの名称	・給付金システム・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)・中間サーバー							
2. 特定個人情報ファイル名								

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項別表第1の101の項

別表第一主務省令第74条

別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 法令上の根拠

の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定め る告示)7号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
(分)注令 E (八冠째)	(情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第121項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 定める事務及び情報を定める命令 第59条の4							

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務部 総務課 文書情報管理室 請求先 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

保健福祉部 福祉政策課 連絡先 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5028

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和5年1月24日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		令和5年1月24日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ重	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	し手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを選	配た提供を除く。) [○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[O]	自己点検	[〇]内	部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明